

＜常会加入世帯数調査の記入に当たっての留意事項＞

【調査に当たって】

- ・本調査の分母は市民課の世帯数としますが、自治会では住民票の有無までは把握困難ですので、住民票の有無を考慮せずに常会加入世帯数をカウントしてください。

【常会の加入の基準】

- ・原則、常会費等の納入があるものは、加入世帯としてください。
- ・生活保護等で常会費等が免除されている世帯についても加入世帯としてください。
- ・地区により例外的措置もあるかと思いますので、自治会加入・未加入の基準は、各常会の判断に委ねます。

【報告用紙の記入について】

(A) 広報がまごおり配布数

広報の配布世帯数が常会費等を納入している世帯とみなして、基準とします。

(印字済み。記入不要)

(B) 事業所への配布枚数

事業所は市民課の世帯数に含まれないことから、事業所等で住居ではない場合において、広報配布数に含まれている場合は、配布枚数を全て除きます。

(C) 未加入世帯への配布枚数

広報配布枚数の中に、常会未加入者がいる場合はその枚数を除きます。

(D) 予備で必要な配布枚数

各世帯に配布していない枚数は、全体の配布枚数から除きます。

(E) 福祉施設・寮等への配布枚数

(F) で常会に加入している入所者数を追加するため、施設や病院、学生寮への配布枚数を、全体の配布枚数から除きます。

(F) 福祉施設・寮等の入所者数

施設や病院、学生寮の入所者の人数について、常会加入している場合は、その人数を記入してください。報告用紙下の表に施設名称を印字しています。「常会加入の有無」を○で囲んでください。人数がわかる場合は、その数を記入し、上の(F)欄へも記入してください。人数がわからない場合は、空欄で結構です。その場合は、市で調査をし、常会加入世帯数を追記させていただきます。

(★) 常会加入世帯数(常会で把握している常会加入世帯数)

今後の調査方法検討のため、参考にお聞きするものです。各常会で自治会費を納めている世帯数をご記入ください。アパート等は可能な限り入戸数でカウントしてください。わからない場合は1世帯としてください。

常会加入世帯数

広報がまごおりの配布枚数(A)から事業所への配布枚数(B)と未加入世帯への配布枚数(C)、予備で必要な配布枚数(D)、福祉施設・寮等への配布枚数(E)を除き、福祉施設・寮等の入所者数(F)を加えた数を常会加入世帯数とします。

＜常会加入率調査に関するQ＆A＞

(加入世帯数について)

Q 1 通常の常会費より、減額して支払いがある世帯はどのようにカウントしますか。

A 1 1世帯として、カウントしてください。

Q 2 マンション、会社・学生の寮などの集合住宅については、どのようにカウントしますか。

A 2 集合住宅は1棟1件ではなく、加入している世帯数をカウントしてください。

Q 3 施設・病院に入所している世帯についてはどのようにカウントしますか。

A 3 施設・病院から区費などの援助がある場合は、その入居世帯数もカウントします。わからない場合は、市のデータを参考に、報告後に追記します。

Q 4 アパートの出入りがはげしいので、全戸数×7割で町内会費をいただいている場合はどうしますか。

A 4 調査時点のアパートの入戸数をカウントしてください。

Q 5 B常会内の区域内に住んでおり広報も配布しているが、常会費の支払いが別のC常会である世帯は、どのようにカウントしますか。

A 5 常会費の支払いがあるC常会において配布枚数のカウントをしてください。B常会の報告用紙には、「未加入世帯への配布枚数（C）」欄へ枚数を記入ください。

Q 6 本調査の目的は何か。

A 6 本調査は県内自治体で実施しており、各地域における地域自治の組織力の向上につなげるために実施するものです。

お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

蒲郡市役所協働まちづくり課

TEL 66-1179（直通）担当：来本

FAX 66-1196

メール kyodo@city.gamagori.lg.jp